

一般財団法人ピース乾杯プロジェクト

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人ピース乾杯プロジェクトと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議に基づき、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、「ピース」を合言葉として乾杯する活動を全世界に広めることを契機として、世界平和を実現することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標・「SDGs」) の達成に向けた投資、資産運用及び管理
2. 他団体への寄付
3. 地方自治体の事業への協力及び提言
4. 人材育成
5. 広報誌等図書印刷物の刊行
6. オリジナルグッズ等の製作・販売及び寄付促進
7. WEBサイトによる情報発信及び会員交流
8. 事業に関する内外諸団体との連携
9. 各種相談、講演会、展示会、実習、研修等の開催
10. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第 5 条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

- 2 事業計画書及び収支予算書は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号については定時評議員会に報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第 1 項各号の書類、監査報告については、定時評議員会の日の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置く。

第 4 章 評 議 員

(評議員)

第 9 条 当法人に、評議員 3 名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任 期)

- 第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 12 条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

第 5 章 評議員会

(構 成)

- 第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第 15 条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に

基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とすることができる。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事(清算人を含む。以下同じ)を選任する場合には、各理事について、次のイからへまでに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該理事の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(理事の職務及び権限)

- 第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

- 第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
 - 3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 24 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第 25 条 当法人は、理事及び監事に対して、評議員会の決議によって、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

- 第 26 条 当法人に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

- 第 27 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事、理事長及び副理事長の選定及び解職
 - (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

- 第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 29 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。
- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理

- 事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

- 第 31 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(事業の全部譲渡)

- 第 32 条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、評議員会の決議によらなければならない。

(解 散)

- 第 33 条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の配当の禁止)

- 第 34 条 当法人は、剰余金の配当をすることができない。

(残余財産の分配を受ける者)

- 第 35 条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

- 第 36 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。ただし、事務局長の任免には理事会の承認を必要とする。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第9章 公告の方法

第 37 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

(細 則)

第 38 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

以上、一般財団法人ピース乾杯プロジェクトを設立するため、設立者株式会社ランブルフィッシュ、同 T S U M U G I キャピタル株式会社、同 株式会社ニューストリーム、同 今西高生、同 金光敦彦、同 中川美加の定款作成代理人である司法書士法人コスモ 代表社員山口里美は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成30年 9月14日

設立者 株式会社ランブルフィッシュ

設立者 T S U M U G I キャピタル株式会社

設立者 株式会社ニューストリーム

設立者 今 西 高 生

設立者 金 光 敦 彦

設立者 中 川 美 加

上記定款作成代理人

東京都中央区八重洲二丁目6番21号

司法書士法人コスモ

代表社員 山 口 里 美